

銚田市立大洋小学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は、本会会則第30条によってこれを定める。

第2条 慶弔規定の基準は、別表の通りとする。

第3条 執行については、一般会計の慶弔規定の項目により支出する。

第4条 この規定以外については、その都度役員会に図り処理し、総会で報告する。

第5条 この規定によって適用を受けたものは、返礼しない。

慶弔基準

項目		一般会員	本部役員	教職員	備考
(1)慶賀	結婚			花束贈呈	3,000円程度
(2)弔意	本人死亡	10,000円	10,000円	10,000円	
		花輪一基	花輪一基	花輪一基	代表会葬
	配偶者死亡	10,000円	10,000円	10,000円	
		花輪一基	花輪一基	花輪一基	花輪一基は
	父母死亡		5,000円	5,000円	時価とする
			花輪一基	花輪一基	
	在籍児童死亡	10,000円	10,000円	10,000円	
	(教職員の場合も同)	花輪一基	花輪一基	花輪一基	
(3)その他	PTA役員としての貢献	感謝状・記念品贈呈			
	PTA及び学校への貢献				

【付則】

この規定は、令和4年4月23日から施行する。